

荒川将来像計画 地区別計画 【北区】

荒川の将来を考える協議会



NEXT ARAKAWA

2025年7月25日

まえがき

区内を流れる荒川の下流部は、明治末期の２度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約 100 年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね 20～30 年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項をまとめた「地区別計画」の３部構成となっています。これらの計画は、平成 8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書 1996（以降、全体構想書 1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画 2010 推進計画（以降、2010 推進計画）」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画（以降、2010 地区別計画）」が策定され、沿川住民等の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書 1996」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」の策定から約 10 年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書 1996」、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」を改定する運びとなりました。

「荒川将来像計画地区別計画（令和 7(2025)年 7 月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書 1996」及び「2010 推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像計画推進計画（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、推進計画）」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民等と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項をそれぞれ取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる人の意見を踏まえ、沿川自治体が主体となって策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

北 区 長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画地区別計画〔北区編〕（改定案） 目次

1. 地区別計画とは	1-1
1.1. 地区別計画の位置づけ	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念	1-3
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して	1-3
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)	1-5
1.3. 検討体制	1-6
2. 荒川の川づくりの考え方	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割	2-1
2.2. 基本方針	2-2
2.3. 土地利用計画	2-6
2.4. ブロック別計画	2-7
2.4.1. 現況土地利用	2-7
2.4.2. ブロック区分	2-8
2.4.3. ブロック別計画	2-12
3. 荒川の維持・管理の考え方	3-1
3.1. 基本的な考え方	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法	3-2
3.1.4. 新たな視点での管理戦略	3-3
3.2. 行政と沿川住民等の役割	3-4
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理	3-4
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理	3-5
3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理	3-5
3.2.4. 協働で行う維持管理	3-6
3.3. 河川敷の占用状況	3-11
3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み	3-15
4. 地区別計画の実施	4-1
4.1. 推進の仕組み	4-1
4.2. 地区別計画の周知	4-1
4.3. 地区別計画のフォローアップ	4-2
4.4. 地区別計画の変更プロセス	4-2

1. 地区別計画とは

第1章では、地区別計画の位置づけ、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

1.1. 地区別計画の位置づけ

荒川将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」、「荒川水系河川環境管理基本計画」における荒川下流部の河川環境の整備と保全に関する事項を具体化したものです。

今後、沿川自治体・国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえて荒川の整備や維持管理を実施していきます。

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針を取りまとめたものです。

地区別計画〔北区編〕では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民等との協働による河川管理を進めていくことを記載しています。

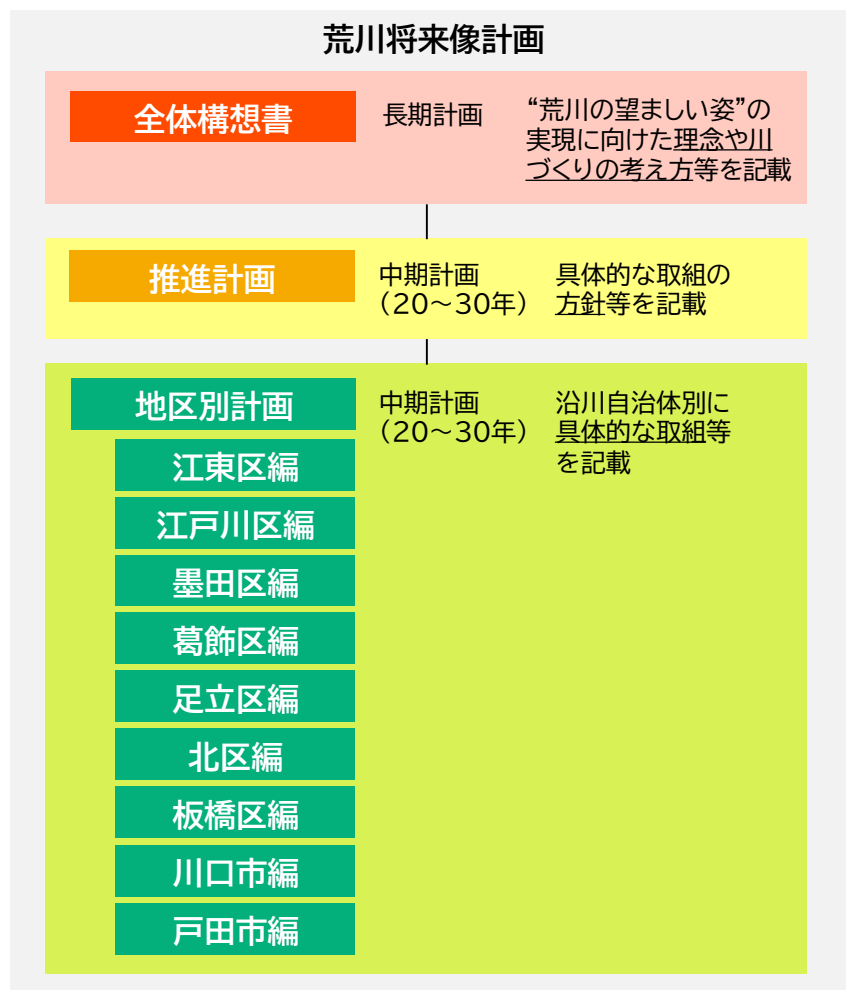


図 1-1 地区別計画の位置づけ

1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進むとともに、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進みました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

一方で、令和元年東日本台風では、荒川上流部の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所、菅間水位観測所で氾濫危険水位を超え、越辺川、都幾川では堤防が決壊する等、甚大な被害が発生しました。荒川下流部においては、荒川第一調節池等の洪水調節効果により、大きな被害は生じなかったものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場等、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

荒川将来像計画では、このような経緯を踏まえて、「川づくりの理念」を設定しています。

1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり” を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスの取れた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり” をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」がともに健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指していきます。

荒川下流部は、荒川及び隅田川沿江市街地を洪水被害から人命と財産を守ることを最優先とした人工放水路ですが、通水以来 100 年に及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなく、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など多様な機能が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。

また、荒川下流部では、住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目指していきます。

「地区別計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり” を目指していきます。

● 多くの生き物を育む荒川

(取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

● 河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成するとともに、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

● 安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取組内容)

水害から沿川住民等の生命と財産を守る治水事業を推進するとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時より非常時を意識し、地震時等を対象にした「防災施設活用計画」等を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

● あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

(取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民等と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

● きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

1. 2. 2. 流域治水 (River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）に渡る流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

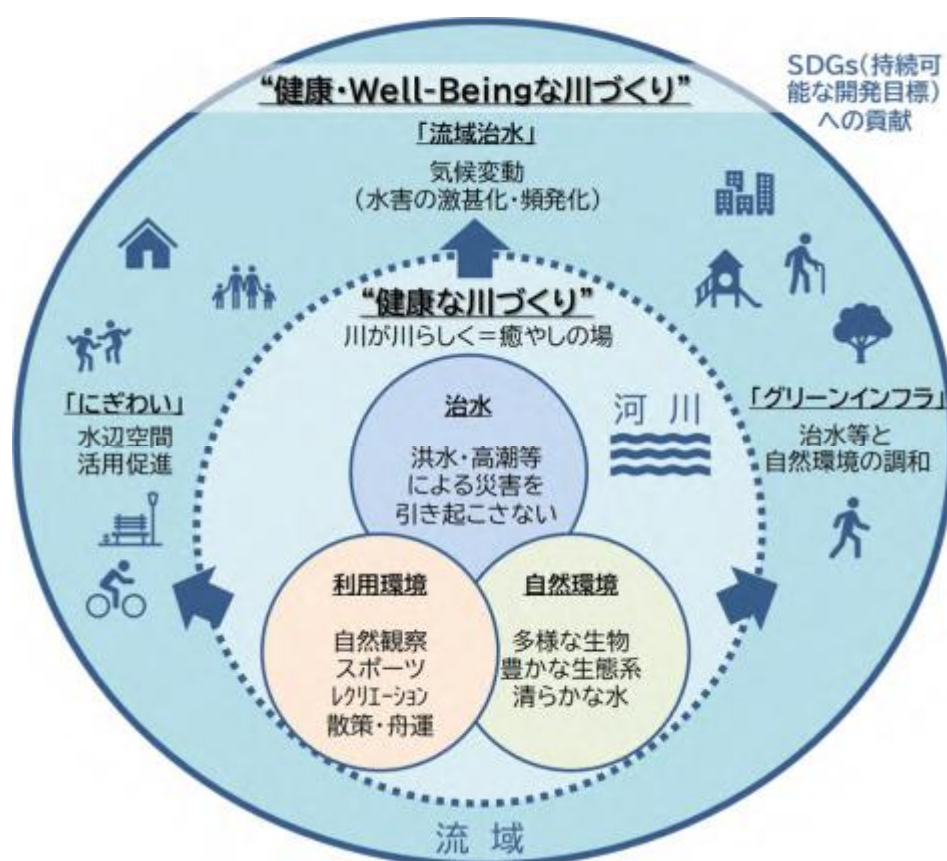


図 1-2 “健康な川づくり” から “健康・Well-Being な川づくり” へ

1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占有者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

なお、地区別計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

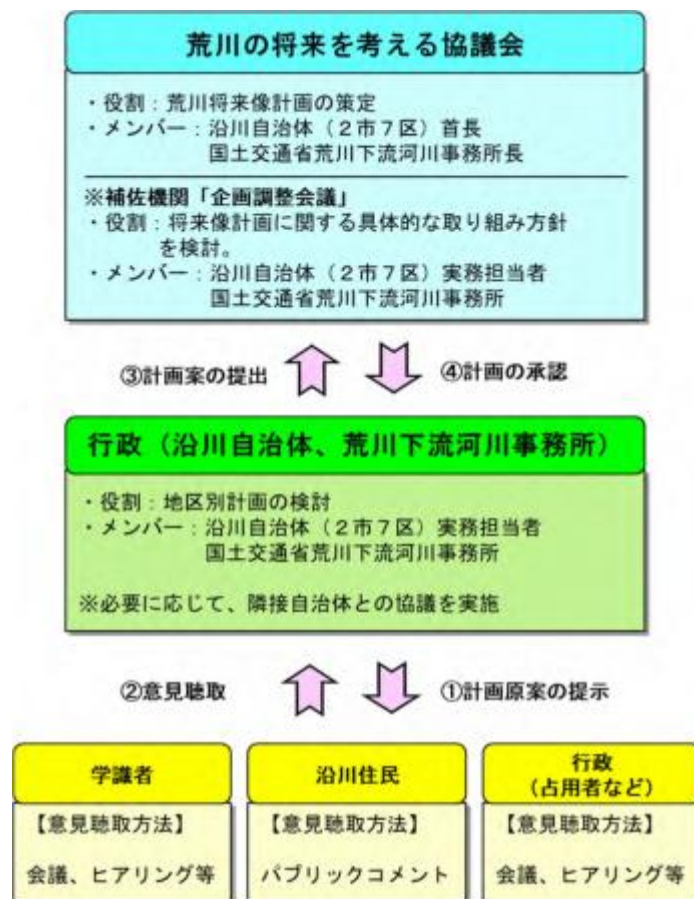


図 1-3 地区別計画の検討体制

2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画〔北区編〕は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

2.1. まちづくりの中での荒川の役割

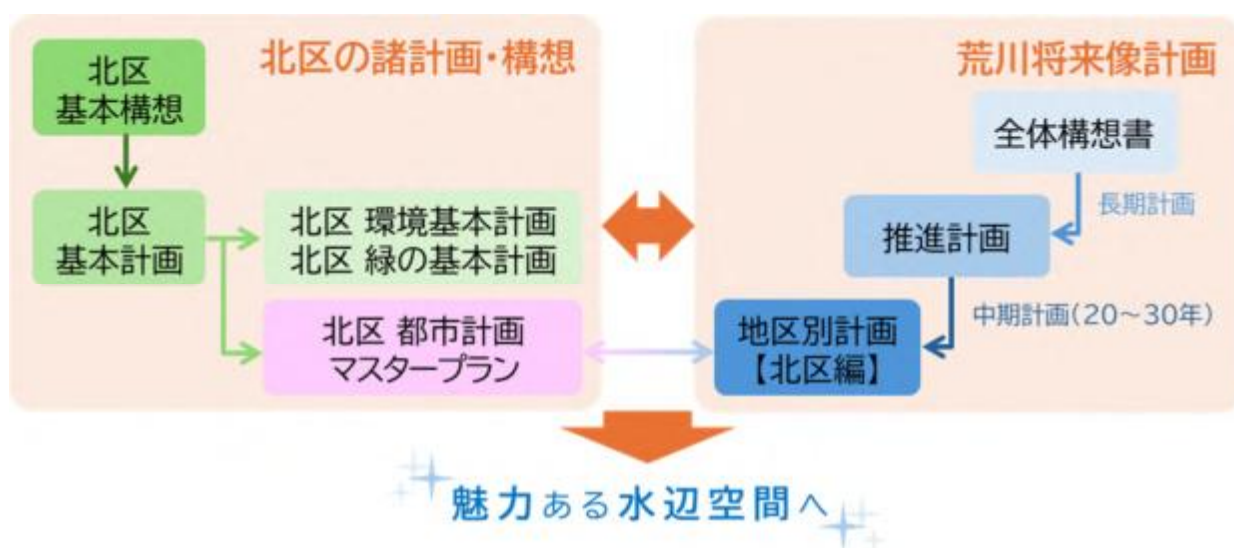


図 2-1 北区の諸計画・構想と荒川将来像計画の関係

区政の基本的方針である「北区基本構想」では、基本構想に掲げる将来像を実現する取組の一つとして、「地域資源を活かした住環境の形成とともに、人々の交流や暮らしの豊かさをもたらす北区ならではの魅力ある公園・水辺空間づくりを推進します。」と定めています。そして、基本構想を実現するための長期総合計画である「北区基本計画 2024」の施策「にぎわいと心豊かな暮らしをもたらす空間の創出」においては、目指す姿を「北区ならではの個性あふれる公園や水辺空間に、区内外から人々が集い、新たな交流やまちのにぎわいが生まれています。」と定めています。

環境の保全に関する総合計画である「北区環境基本計画 2023」では、基本施策の「豊かで質の高い緑・水辺の保全」においては、「水辺環境・水循環の保全」を掲げ、うるおいのある水辺環境づくりに取り組んでいます。また、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくための指針である「北区緑の基本計画 2020」では、緑を保全する施策の一つとして、「水辺環境の保全」を掲げ、河川敷草地、水辺等の緑が保全され、

生きもののにぎわいのある都市を目指しています。

都市計画に関する総合的な方針である「北区都市計画マスタープラン 2020」では、まちの魅力要素の一つとして、荒川を含め区内 4 河川の存在を「水辺やみどり環境に恵まれたうるおいのある暮らし」と定めています。そして、未来の暮らしのイメージの一つとして、「誰もが憩えるうるおいとやすらぎのある暮らし」を定め、実現に向けた都市づくり・まちづくりを展開しています。

地区別計画〔北区編〕は、これらの構想等と協調して、荒川下流沿川の自治体や荒川下流河川事務所と連携し水辺環境の保全・再生を図るとともに、災害対策・災害時の利活用やスポーツなどによる健康づくり、イベント・レクリエーション空間として、荒川の魅力ある水辺空間の実現を図る行動指針として策定するものです。

2.2. 基本方針

推進計画で示された“グリーンインフラを含めた川づくり”を通じて、地区別計画〔北区編〕では、以下の観点で「健康・Well-Being な川づくり」を推進します。

Ⅲ コンセプト Ⅲ

荒川とともに育まれた水文化の継承と発展

Ⅲ 観点 Ⅲ

① 多くの生きものを育む荒川・きれいで豊かな水が流れる荒川

荒川の自然地ネットワーク形成にとって、水際は生物の生息・移動空間として重要な場所であり、水際の自然地の保全・再生は河川の生態系にとって重要な課題です。このため、長期的な視点から、水辺区域（水際線から数十メートルの範囲）について、連続的に自然地の保全・再生を図ることを推進します。

- ・ヨシ原の整備等による、水辺自然の再生
- ・大規模な公園緑地、河川沿いや崖線のみどりの保全、まとまりのあるみどりや水との連携確保
- ・風や生きものの通りみちの形成にも配慮



ヨシ原

② 河川空間の節度ある利用ができる荒川

荒川の自然再生整備等により自然が豊かになる一方、沿川工業跡地の再開発などの進展により沿川の人口は急増しました。これに伴って、荒川の自然地としての評価は高まりつつあることに加え、イベント・スポーツ・レクリエーションの利用者も飛躍的に増加し、荒川下流域全体で年間利用者数は1,500万人ともいわれています。

こうした状況の中で、荒川河川敷全体を貴重な自然地として位置づけ、その中でのイベント・スポーツ・レクリエーション利用と自然生態系の調和・共存を図っていきます。



トイレのユニバーサルデザイン化

- ・多様な生物が生息する荒川河川敷とレクリエーション利用の共存・調和対策
- ・荒川における船舶の通航方法^{注1}の徹底
- ・荒川下流河川敷利用ルールの徹底とマナーの向上（P. 3-10 参照）
- ・便益サービスの提供拠点として、既存施設の利活用など柔軟な対応を推進
- ・あらゆる人が親しみ、憩える荒川を目指したユニバーサルデザイン化の継続
- ・人が多く集まるレクリエーション利用地が与える水辺や堤内地（市街地）への影響を踏まえた総合的な管理戦略の推進
- ・身近な水辺に恵まれた市街地の形成に向けた河川敷・親水空間等の整備等による、河川とまちが一体となったまちづくりの推進

③ 安心して快適な暮らしができる安全な荒川

平成23（2011）年3月11日、東日本を襲った未曾有の大震災は、時代の転換点となる衝撃の日でした。この震災では、帰宅困難者の対策のほか、荒川下流部においても液状化や津波対策の検討があらためて浮き彫りになりました。

[illegible]

う「北区・子どもの水辺協議会」^{注4}が設置されています。このような仕組みを継続し、支援を推進します。

- ・旧岩淵水門の保存と歴史的意義の継承
- ・荒川知水資料館を伝承の拠点として、住民と行政の協働による管理を推進
- ・自然環境を保全していくための行政と区民の協働活動の推進

注1 船舶の通航方法：荒川を行き来する船舶の交通ルールを定めたもの。平成13(2001)年4月1日施行。

注2 河川防災ステーション：災害時に緊急復旧活動等の拠点となり、必要な資機材の備蓄や前線基地となる水防センターがあり、敷地内は大型車両の交換、ヘリポート、作業ヤード等に利用される。

注3 緊急用河川敷道路：震災などで都市内の主要道路の通行が不能になった場合に備え、災害復旧車両の通行を確保するために整備された道路。荒川の両岸に整備されている。

注4 北区・子どもの水辺協議会：「北区・子どもの水辺」において、特にワンド（池）を中心とした自然環境の保全活動、環境学習や自然体験活動を行うボランティア団体と行政の協働による管理・運営を円滑に行うため、市民団体・学校・荒川下流河川事務所・区等で構成する協議会を設立している。（P.3-7 参照）

注5 荒川知水資料館：荒川の洪水・水害の歴史や自然環境などの情報発信拠点として、また流域や地域の方々と交流の拠点として平成10（1998）年3月に荒川下流河川事務所の隣接地に開館し、荒川下流河川事務所と北区が共同で運営している。

2.3. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民等の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。また、土地利用計画の実施にあたっては、必要に応じて河川敷が隣接する若しくは対岸の自治体間での連携に留意することも検討します。

表 2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分		
			目的	利用例	
自然系ゾーン	自然 地	自然保全地	現存する自然環境を保全する （荒川の川らしい姿を形成するための 整備・維持管理を実施）	モニタリング調査	
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ （誰もが身近に触れ合える自然地と して整備・維持管理を実施）	自然体験活動、自然観察、釣 り、散策、サイクリング、草 摘み、虫取り	
	利用 地	多目的地	多目的に利用 （誰もが多目的に利用できる場とし て、自然度を向上させるような整 備・維持管理を実施）	散策、サイクリング、ピク ニック、球技以外のスポーツ などを含む誰もが自由に入出 りできる緑地・公園・休憩施 設等	
		ゴルフ場	ゴルフに利用 （市民への敷地開放に向けた自然度 の向上を検討）	ゴルフ	
		土砂仮置場	治水整備に伴う土砂の仮置場として 利用する （仮置場として利用しない場合は、 自然度の高い場所として維持管理を 実施）	河川工事の施行用地	
		利用施設	グラウンド （各種競技 場）	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う （芝生化など、自然度向上に向けた 検討を実施）	野球、サッカー、テニス、 ゲートボール、陸上競技等
			その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	利便施設（休憩施設、ベン チ・四阿（あずまや）、トイ レ、駐車場）、船着場、緊急 用河川敷道路等

2.4. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロックごとの整備の考え方を示します。

2.4.1. 現況土地利用

北区の荒川河川敷は、河口から約 17km～約 24km に位置しており、その低水路幅は約 200m です。河川敷の面積は、約 69ha であり、その内訳は自然地在約 13ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地在約 56ha となっています。

表 2-2 現況土地利用
(令和 4 年度時点)

土地利用項目	面積
自然地	11.9ha
干潟(自然地)	0.7ha
多目的地	3.4ha
ゴルフ場	36.0ha
利用施設	17.0ha
土砂仮置場	0.0ha

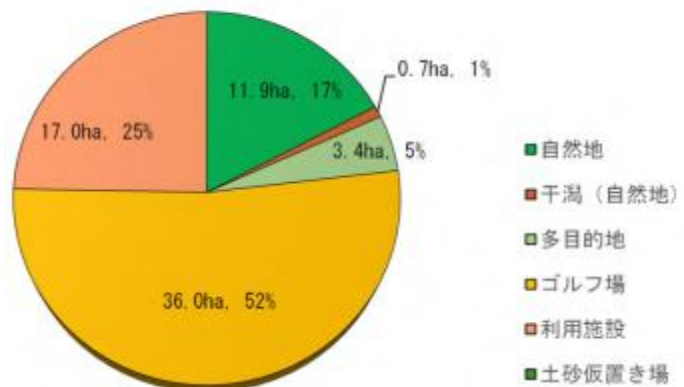


図 2-3 現況土地利用 (令和 4 年度時点)

2.4.2. ブロック区分

北区管内の荒川は、延長約 7km、河川敷の面積約 69ha におよびます。「川づくり」を進めるうえでは、地域の特徴を踏まえ、管内を 3 つのブロックに分けて整備方針をまとめることとします。

「北赤羽ブロック」は、区内最上流となる都立浮間公園から荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）付近に至る区間で、特性としては、河川敷利用がすべてゴルフ場となっていることが挙げられます。

「赤羽岩淵ブロック」は、荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）付近から岩淵水門下流側の川口市との境界までの区間とします。このブロックの河川敷は、イベント・スポーツ、レクリエーション、自然地など非常に多くの目的に対応した緑地公園が整備されています。また、旧岩淵水門、隅田川の分流地点といった特徴的な資源もあるブロックです。

「豊島ブロック」は、豊島五丁目地内のブロックで、上流側は自然地の散策エリアとして整備され、下流側はスポーツ広場として利用されています。

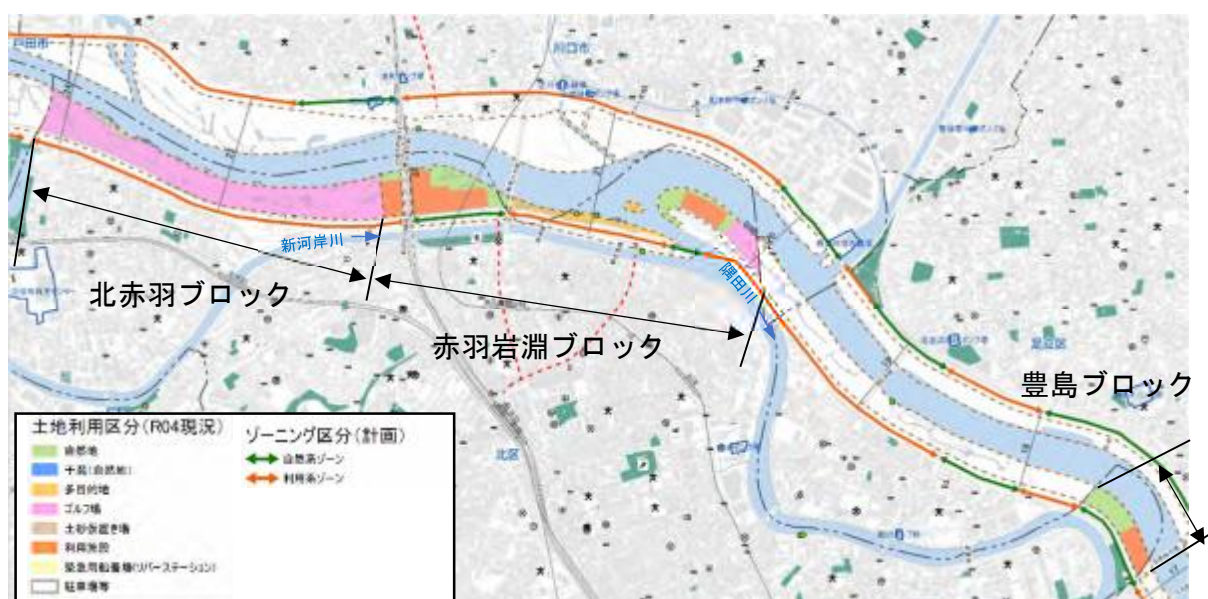


図 2-4 北区におけるブロック区分



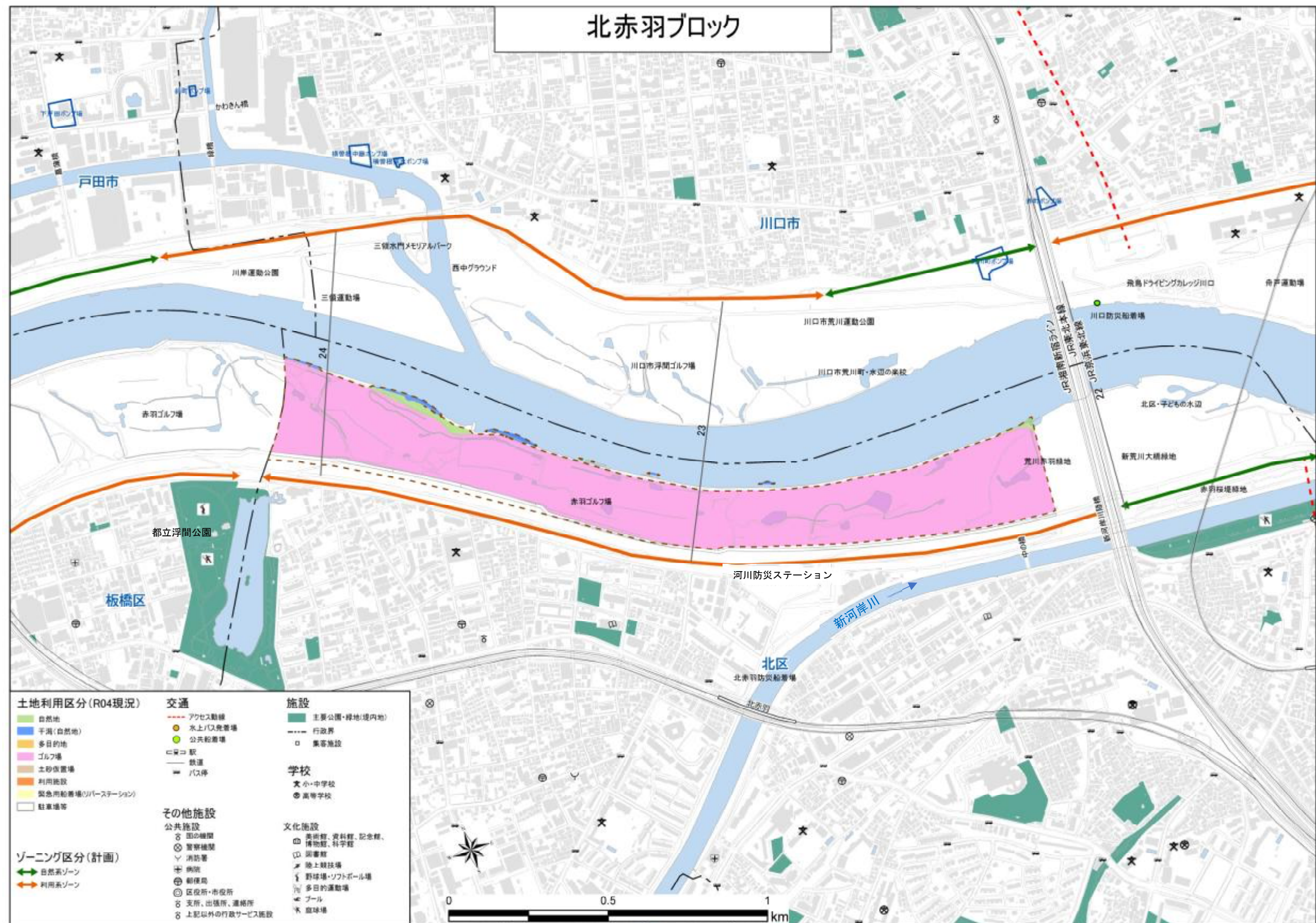
北赤羽ブロック



赤羽岩淵ブロック



豊島ブロック



※R6. 3月時点

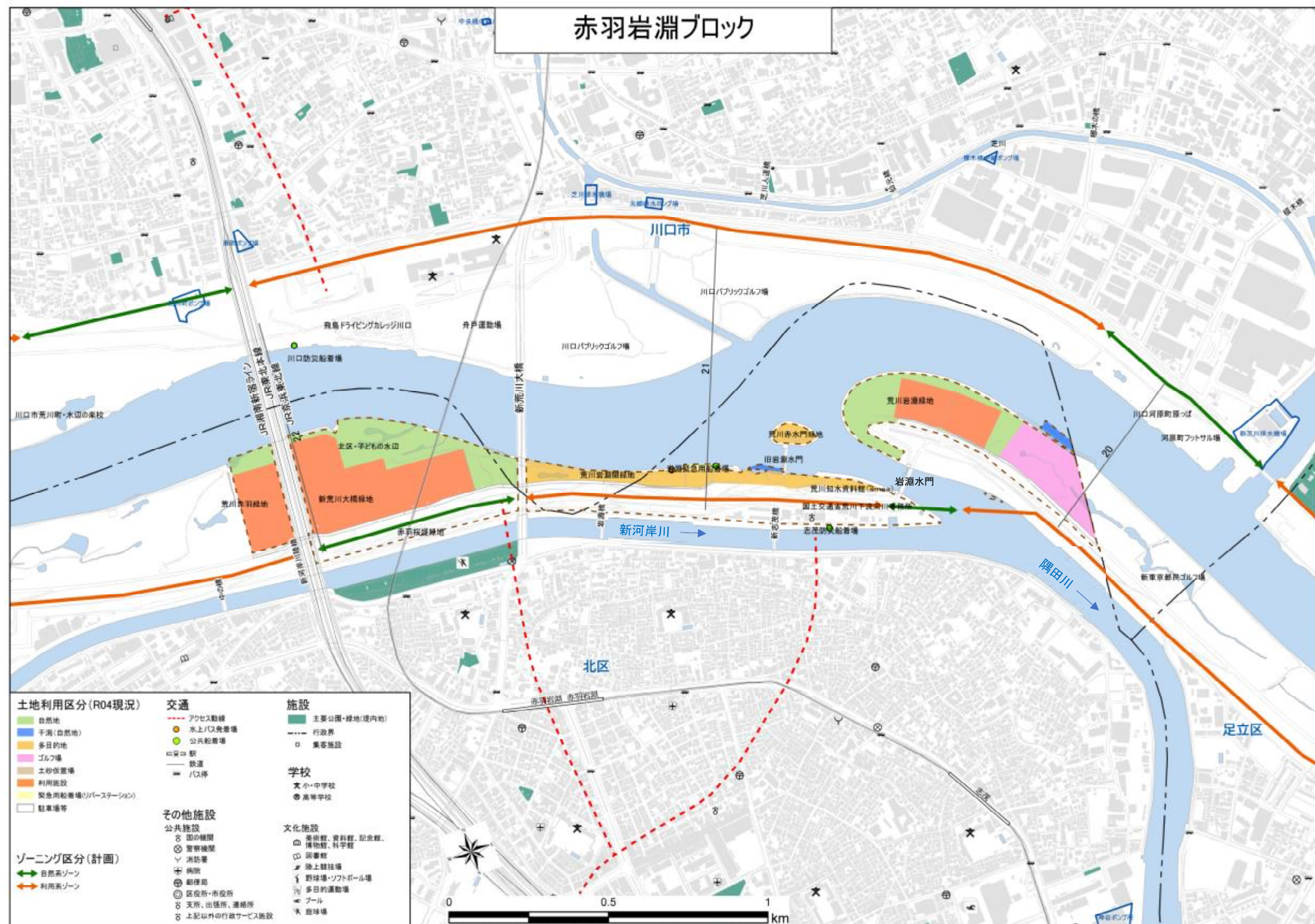


図 2-6 現況の土地利用区分図(赤羽岩淵ブロック)

※R6. 3月時点

2.4.3. ブロック別計画

(1) 北赤羽ブロック

1) ブロックの概況

- 本ブロックは、荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）の上流部に位置します。堤内地は概ね住工混在する高密度市街地となっていますが、板橋区境においては、都立浮間公園があり豊かな緑が形成されています。
- 河川敷はゴルフ場として占用（使用）されています。
- 水際部は、ワンド（池）や干潟が残っており、接するヨシ原ではオオヨシキリの生息等が見られます。
- 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備されています。
- 災害時に緊急復旧活動等の拠点となる高規格堤防化が一部完了し、上部は河川防災ステーションが整備されています。平常時は緑地公園としてトイレとともに開放されています。



オオヨシキリ



北赤羽ブロック付近の荒川（22.2km～24.1km 付近） ※R2 撮影

-
- 治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上対策及び緩傾斜化」「高規格堤防化（一部）」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーが敷設されています。
 - ゴルフ場では、関係者の協力と理解のもと、「ゴルフ場の自然度向上」とともに、場内での自然観察会の受入れ、事故防止の観点からマラソン大会開催時の休業などに取り組んでいます。

2) 今後の取組課題

- ゴルフ場では、マラソン大会等による緊急用河川敷道路の利用者が多い場合、安全確保の観点から営業の一時休止措置を講じています。このことから、河川管理者（荒川下流河川事務所）、ゴルフ場（占有者）、区（自治体）、利用者との相互理解、連携が欠かせません。

3) ブロック別計画

III 全体方針 III

- ゴルフ場のエコアップと水際自然地の一体化を図り、さらには農薬の使用は法令に基づき安全性に配慮するなど全体として自然機能有したゴルフ場としていきます。
- 本ブロックと隣接した都立浮間公園や河川防災ステーション及び新河岸川の水辺と連携した「川づくり」を図ります。
- 河川利用者の利便性向上を図るため、平常時は水防センターのトイレを公衆トイレとして開放するほか、水害対策普及啓発の場とし、さらにはにぎわいづくりの観点からも荒川下流河川事務所と調整しながら平常時の利用促進を図ります。

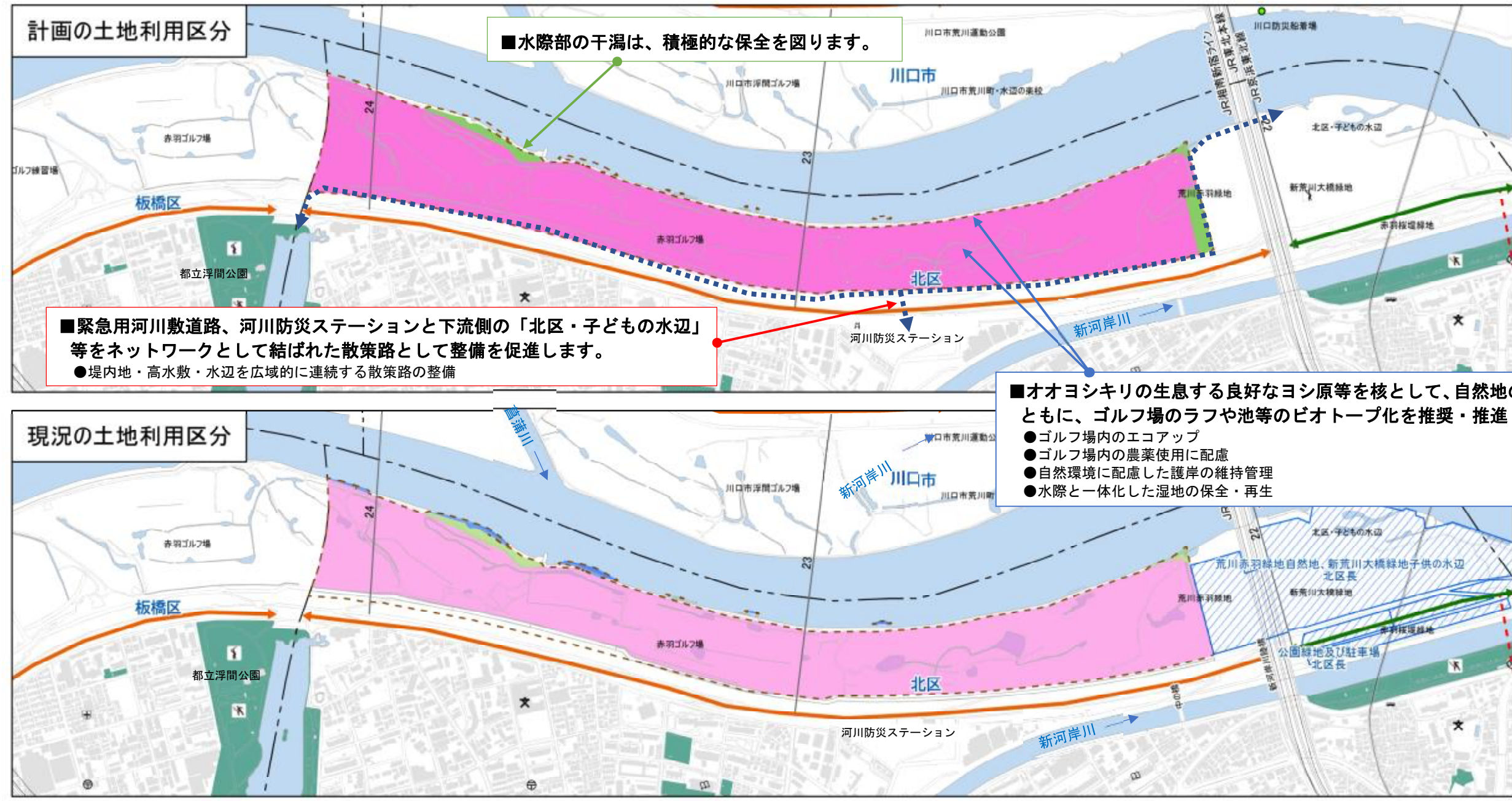
III 土地利用区分 III

- 現状のゴルフ場として利用されている箇所は、「ゴルフ場」とします。
- 水際においては、ゴルフ場と一体となった湿地や干潟が形成されている箇所は、「自然保全地」とします。
- 緊急用河川敷道路は、「利用施設（その他）」とします。
- 本ブロック下流部のゴルフ場利用されていた箇所は、「自然保全地」とします。

III 取組内容 III

- オオヨシキリの生息する良好なヨシ原等を核として、自然地の保全を図るとともに、ゴルフ場のラフや池等のビオトープ化を推奨・推進します。
 - ・ ゴルフ場内のエコアップ
 - ・ ゴルフ場内の農薬使用に配慮
 - ・ 自然環境に配慮した護岸の維持管理
 - ・ 水際と一体化した湿地の保全・再生
- 緊急用河川敷道路、河川防災ステーションと下流側の「北区・子どもの水辺」等をネットワークとして結ばれた散策路として整備を促進します。
 - ・ 堤内地・高水敷・水辺を広域的に連続する散策路の整備
- 水際部の干潟は、積極的な保全を図ります。

北赤羽ブロック



■オオヨシキリの生息する良好なヨシ原等を核として、自然地の保全を図るとともに、ゴルフ場のラフや池等のビオトープ化を推奨・推進します。

- ゴルフ場内のエコアップ
- ゴルフ場内の農業使用に配慮
- 自然環境に配慮した護岸の維持管理
- 水際と一体化した湿地の保全・再生

※R6. 3月時点

土地利用区分(R04現況)	土地利用区分(計画)	ゾーニング区分(計画)	施設	その他施設	文化施設
- 自然保護地 - 干潟(自然) - 多目的 - ゴルフ場 - 土砂搬出場 - 利用施設 - 緊急用船着場(バーステーション) - 駐車場等 - 占有範囲	- 自然保全地 - 自然利用地 - 多目的 - ゴルフ場 - 土砂搬出場 - 利用施設(各種競技場) - 利用施設(その他)	- 自然系ゾーン - 利用系ゾーン - 交通 - アクセス路線 - 水上バス発着場 - 公共船着場 - 駅 - 鉄道 - バス停	- 主要公園・緑地(場内地) - 行政界 - 集客施設 - 学校 - 小・中学校 - 高等学校	- 公共施設 - 国の機関 - 警察機関 - 消防署 - 病院 - 郵便局 - 区役所・市役所 - 支所、出張所、連絡所 - 上記以外の行政サービス施設	- 美術館、資料館、記念館、博物館、科学館 - 図書館 - 陸上競技場 - 野球場・ソフトボール場 - 多目的運動場 - プール - 庭球場

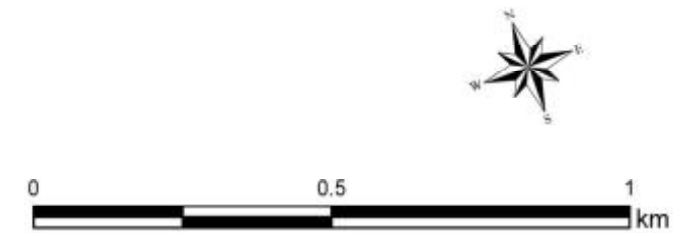


図 2-8 地区別計画の土地利用計画図

北赤羽ブロック

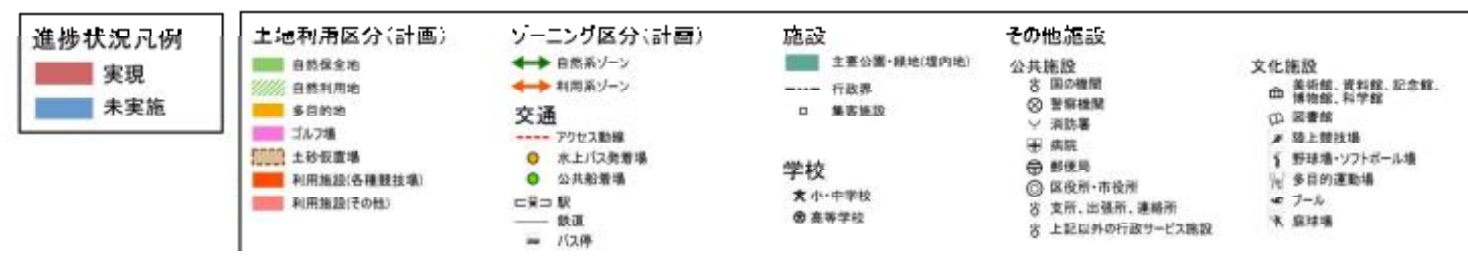
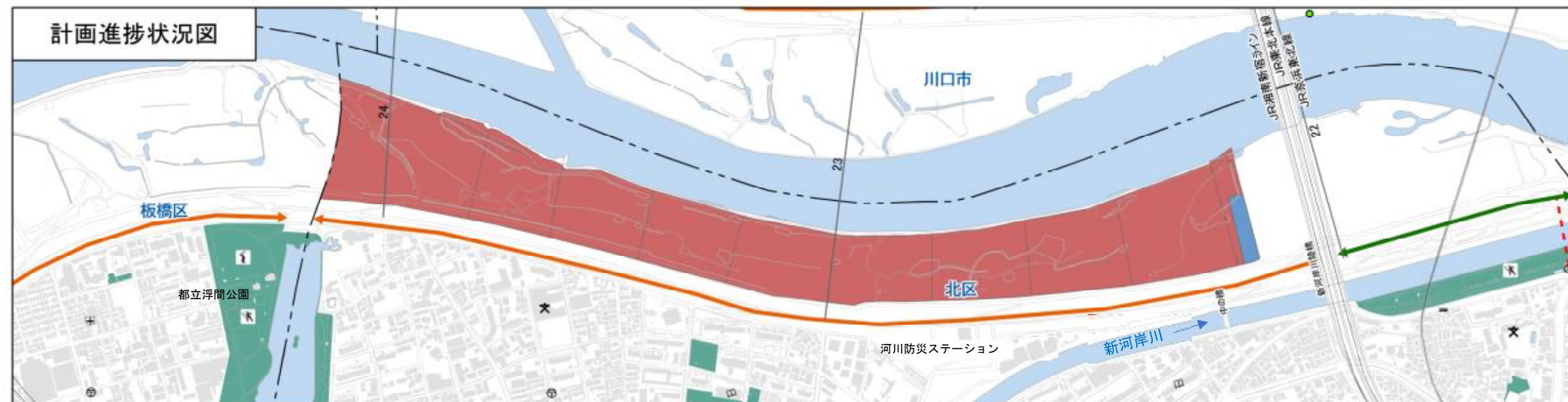
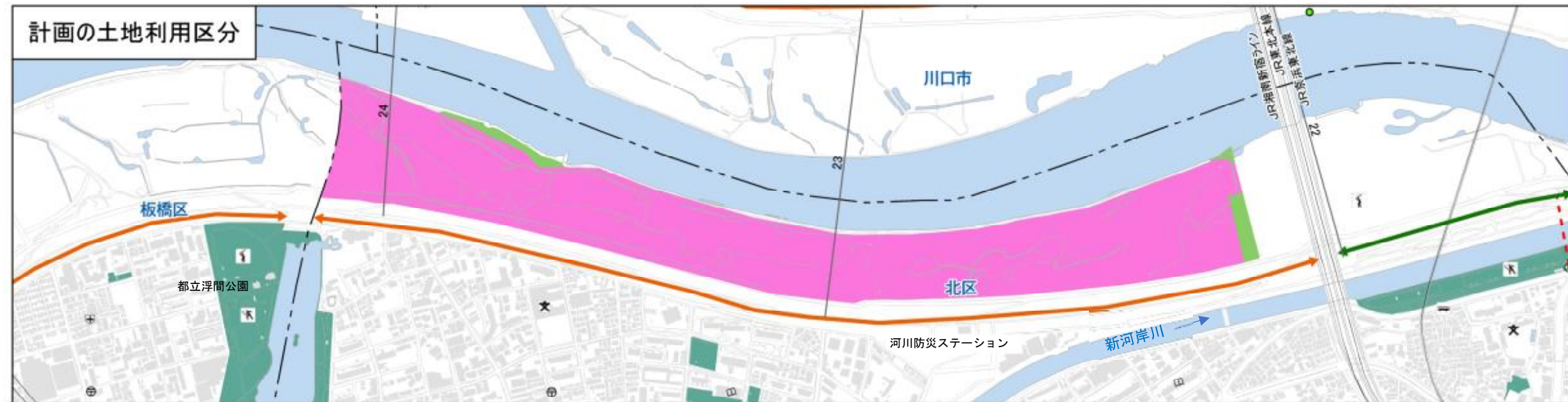


図 2-9 進捗状況図

(2) 赤羽岩淵ブロック

1) ブロックの概況

- 本ブロックは、荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）のやや上流部から、岩淵水門下流付近に至る区間に位置し、堤内地は概ね住居系市街地です。ブロックの上流側は、新河岸川が並行して流れ隅田川に合流する一方、岩淵水門で荒川と隅田川が分派しています。
- 河川敷は、野球場やサッカー場といったスポーツ施設が整備され、荒川と新河岸川が並行するために堤防の幅も大きくなり、荒川側堤防の法面（堤防の斜面部分）上段は、スタンド護岸や芝桜のフラワーアートが、堤防（堤防の上部）と新河岸川側の法面（堤防の斜面部分）上段は、桜のプロムナードが整備されています。さらに、新荒川大橋下流側の河川敷は、バーベキューサイトを備えた公園緑地が整備され、花火大会にも活用されるなど、北区内最大のレクリエーションの拠点として多くの人々が訪れる場所となっています。
- 新荒川大橋上流の水際には、菖蒲田や生態系の豊かなワンド（池）を含む「北区・子どもの水辺」が整備されています。
- 治水上の要衝である、新旧岩淵水門があり「まちのランドマーク」になっているとともに、旧岩淵水門の保存と歴史的意義を伝える荒川知水資料館が整備されています。
- 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、日常的に散歩やジョギング、サイクリングなど、多くの人々に利用されています。



菖蒲田



岩淵水門（青水門）



旧岩淵水門（赤水門）



赤羽岩淵ブロック付近の荒川（20.0km～22.2km） ※R2 撮影

- 治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災関連施設の一環として、「岩淵リバーステーション（緊急用船着場）」や全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設されています。
- 河川敷利用のため、旧水門歴史広場として「荒川赤水門緑地」の整備、利用施設・広場の創出として「荒川岩淵関緑地」の整備、スポーツグラウンドとして、「新荒川大橋緑地」の整備が進められました。
- 水上ステージ、四季の花畑の整備は、北区荒川市民会議の提言を踏まえ、「北区・子どもの水辺」としてワンド（池）のある自然地が実現しました。また、菖蒲田や花壇を併せて整備しました。

2) 今後の取組課題

- 水際部の自然地（北区・子どもの水辺）は、荒川下流域全体の中でも貴重な自然地となっています。外来種駆除や底泥の除去など、自然地を維持・保全する管理作業のほか、安全管理対策も必要なことから、河川管理者（荒川下流河川事務所）、占有者（区、管理は指定管理者）、ボランティア（住民）の役割分担による運営を長期にわたり維持していく必要があります。開園から20年経過した今、大木化した実生木がヨシ/オギの生育に支障をきたす状況にあり、今後ヨシ/オギ群落の保全のため樹木伐採による

コントロールが必要になる等新たな課題も出てきています。また、昨今の台風による洪水で上流から流れついたナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物の侵入、定着及び急拡大が顕著で、ボランティアによる除去活動では手に負えない状況にあります。水際部の自然地保全のためには、流域全体で一丸となって特定外来種対策に取り組むことが喫緊の課題となっています。

- 区の占用地を中心とした利用のみならず、堤防や河川敷全体にスポーツ及びレクリエーション利用による独占的利用やごみ散乱・放置問題等が顕在しており、施設の一時占用的利用であっても、占用利用を超えた主催者等をはじめとする受益者負担の制度化を検討していく必要があります。



ナガエツルノゲイトウ

- 荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）下の水際部は、赤羽ゴルフ場側へ連続し、緊急河川敷道路へ接続する空間となるような自然地、散策路としての具体的な整備イメージが未検討です。
- 2024 年荒川放水路通水 100 周年を契機に、放水路の治水上の意義や建設の歴史、ともに育まれてきた地域の歴史を継承するとともに、重要文化財である旧岩淵水門の土木遺産としての評価を高め、歴史的意義を伝えていく必要があります。
- 地域の歴史・文化の継承や、水辺や緑を通じた生物多様性の保全・向上を進めつつ、まちのにぎわいが生まれる水辺空間の活用など、新たなまちの魅力と交流を創出し、河川とまちが一体となる取組の検討が必要です。

3) ブロック別計画

III 全体方針 III

- 自然環境の保全とともに、イベント・スポーツ・レクリエーション・エコロジー機能の両立のもと、多様な利用に応え、東京の北の玄関口として人々の交流とにぎわいの拠点となる水辺空間整備を推進します。
- 新旧岩淵水門等の治水の歴史を感じるランドマークとしての空間整備を図ります。

III ブロック区分 III

- 当ブロックは、現状の土地利用が多様であるため、更にエリアを細分し今後の取組等を定めます。

A エリア＝荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）上流方向－新荒川大橋の間のエリア

B エリア＝新荒川大橋－岩淵水門の間のエリア

C エリア＝岩淵水門下流方向のエリア



図 2-10 ブロックのエリア区分 ※R2 撮影

III 土地利用区分 III

【A エリア】

- 赤羽ゴルフ場端部から新荒川大橋の水際部は、「自然利用地」とし、併せて、水辺整備のタイプを現地の状況に応じて「干潟タイプ」「湿地化タイプ」とします。
- 赤羽ゴルフ場端部から荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）までの一部（利用施設以外の部分）を、「自然利用地」とします。

【A 及び B エリア】

- 現況の野球場やサッカー場は「利用施設（各種競技場）」とし、桜のプロムナードやバーベキュー広場として整備されている緑地公園は「多目的地」とします。
- 荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）下の駐車場及び荒川知水資料館（駐車場を含む）、緊急用河川敷道路、岩淵リバーステーションは、「利用施設（その他）」とします。
- 荒川下流河川事務所下流側の未利用地は、「自然利用地」とします。

【C エリア】

- 岩淵水門下流側の未整備地（少年野球場として暫定整備済み）は、かつては大規模自然地と位置付けられていましたが、地盤高さ等を勘案し、より良い整備方針を定める

必要があることから土地利用区分は未定とされていました。本エリアの土地利用区分は引き続き未定とし、水際部干潟を保全する等メリハリをつけた整備方針を検討します。

- 足立区との区境のゴルフ場として利用されている箇所は、「ゴルフ場」とします。

III 取組内容 III

【A エリア】

- 赤羽ゴルフ場端部から新荒川大橋の水際部は、現状の干潟の保全を中心に自然地として上下流に連続した多様な自然を育む水際線を創出します。
 - ・干潟の保全及び水際と一体化した湿地の保全・再生
 - ・「北区・子どもの水辺」の底泥除去やヨシ／オギ群落の保全等環境保全対策の継続実施（特に特定外来種対策には早急に取り組む）
 - ・上流のゴルフ場脇を通り緊急河川敷道路や河川防災ステーション等をつなぐ散策路の整備

【B エリア】

- 荒川放水路の治水上の意義や建設の歴史、ともに育まれてきた地域の歴史の継承、旧岩淵水門を中心とした歴史的資源の保全・活用を推進します。
 - ・荒川知水資料館を活用した展示企画の充実、保存の継続、重要文化財としての顕彰
- イベント・スポーツ・レクリエーションでの適正な河川利用を促進・活性化します。
- まちのにぎわいが生まれる水辺空間の活用など、新たなまちの魅力と交流を創出し、河川とまちが一体となる取組を検討します。
 - ・赤水門ムーンライトスタンド、荒川知水資料館の有効活用
 - ・関係団体と連携した観光施策、魅力発信の取組推進
 - ・民間活力の導入
- 荒川下流河川事務所下流側の未利用地は自然利用地としての自然度の向上を図ります。

【C エリア】

- 岩淵水門下流側の未整備地の整備方針を再検討します。その際は、自然地として自然度の向上を図れるよう検討を進めます。

赤羽岩淵ブロック

計画の土地利用区分

■赤羽ゴルフ場端部から新荒川大橋の水際部は、現状の干潟の保全を中心に自然地として上下流に連続した多様な自然を育む水際線を創出します。

- 干潟の保全及び水際と一体化した湿地の保全・再生
- 「北区・子どもの水辺」の底泥除去やヨシ／オギ群落の保全等環境保全対策の継続実施（特に特定外来種対策には早急に取り組む）
- 上流のゴルフ場脇を通り緊急河川敷道路や河川防災ステーション等をつなぐ散策路の整備

■岩淵水門下流側の未整備地の整備方針を再検討します。

■荒川下流河川事務所下流側の未利用地は自然利用地としての自然度の向上を図ります。

■イベント・スポーツ・レクリエーションでの適正な河川利用を促進・活性化します。
■まちなのにぎわいが生まれる水辺空間の活用など、新たなまちの魅力と交流を創出し、河川とまちが一体となる取組を検討します。

- 赤水門ムーンライトスタンド、荒川知水資料館の有効活用
- 関係団体と連携した観光施策、魅力発信の取組推進
- 民間活力の導入

■荒川放水路の治水上の意義や建設の歴史、ともに育まれてきた地域の歴史の継承、旧岩淵水門を中心とした歴史的資源の保全・活用を推進します。

- 荒川知水資料館を活用した展示企画の充実、保存の継続、土木遺産としての顕彰

現況の土地利用区分



Aエリア：荒川鉄橋上流方向～新荒川大橋

Bエリア：新荒川大橋～岩淵水門

※R6. 3月時点

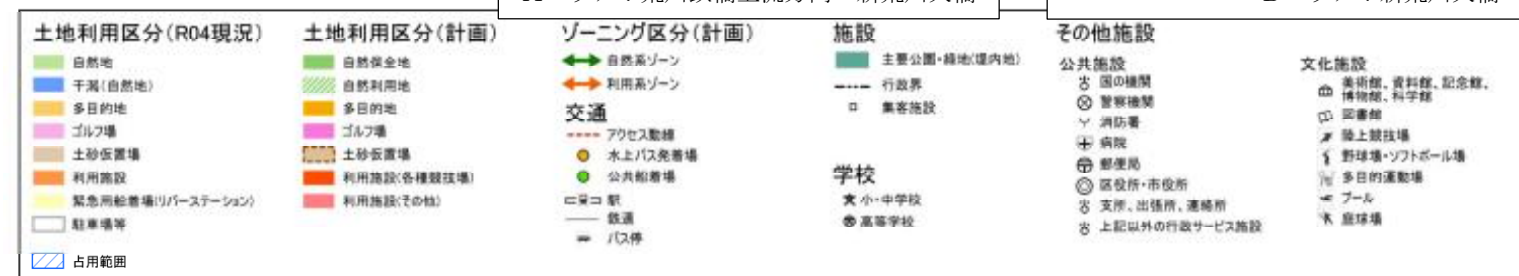


図 2-11 地区別計画の土地利用計画図

(3) 豊島ブロック

1) ブロックの概況

- 本ブロックは、かつて隅田川が大きく蛇行していた区間の先端部に荒川（放水路）が開削されたために、北区の行政区域が一部残された区間となっており、その形状から「天狗の鼻」と呼ばれている場所です。
- 河川敷の上流側約半分は、平成 20（2008）年までゴルフ場があったところです。
- 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、日常的に散歩やジョギング、サイクリングなど、多くの人々に利用されています。



図 2-13 豊島ブロック付近の荒川（17.1km～17.6km 付近） ※R2 撮影

- 治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災関連施設の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設されています。
- 隅田川との一体的な高規格堤防化に伴い、その上面は足立区立宮城ゆうゆう公園としてレクリエーション系の施設整備が完了しています。
- 河川敷は、上流側は自然地として整備され、下流側は豊島五丁目グリーンスポーツ広場、タータン舗装の陸上競技場（400 メートルトラック 8 コース）と少年野球場が整備されています。インフィールド（陸上競技場の内側）は多目的広場としてラグビー・サッカー・少年野球などで利用できます。

2) 今後の取組課題

- 推進計画では、当ブロックの河川敷利用について、「自然系ゾーン」としているため、自然度向上を推進していく必要があります。

3) ブロック別計画

III 全体方針 III

- 推進計画に示された「自然系ゾーン」として、水辺の自然地の再生などを図ります。

III 土地利用区分 III

- 上流側は、自然利用地とします。下流側は、利用施設（各種競技場）とします。

III 取組内容 III

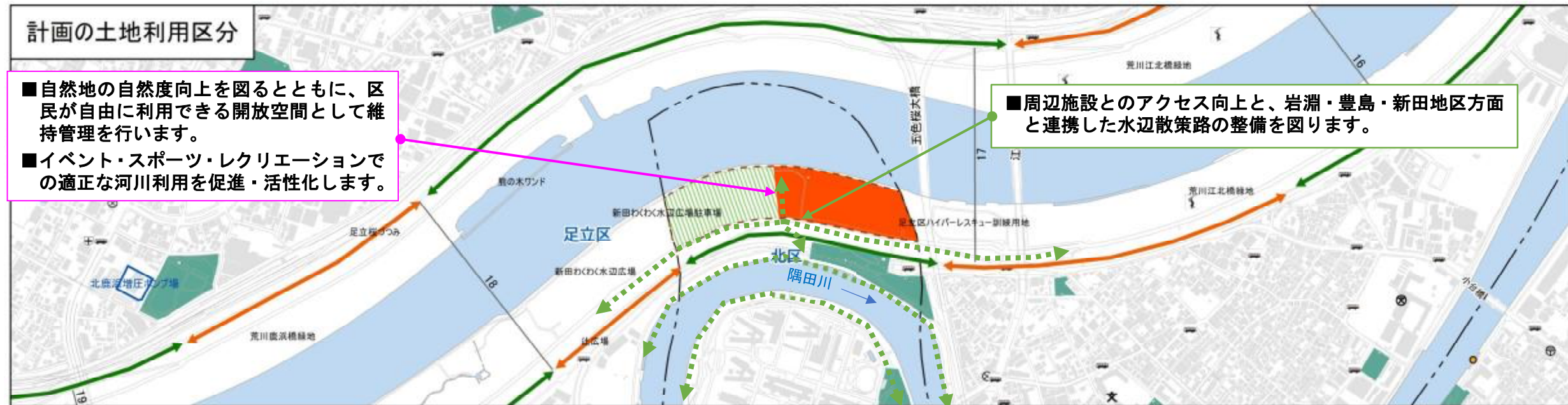
- 自然地の自然度向上を図るとともに、区民が自由に利用できる開放空間として維持管理を行います。
- イベント・スポーツ・レクリエーションでの適正な河川利用を促進・活性化します。
- 周辺施設とのアクセス向上と、岩淵・豊島・新田地区方面と連携した水辺散策路の整備を図ります。

豊島ブロック

計画の土地利用区分

- 自然地の自然度向上を図るとともに、区民が自由に利用できる開放空間として維持管理を行います。
- イベント・スポーツ・レクリエーションでの適正な河川利用を促進・活性化します。

- 周辺施設とのアクセス向上と、岩淵・豊島・新田地区方面と連携した水辺散策路の整備を図ります。



現況の土地利用区分



※R6. 3月時点

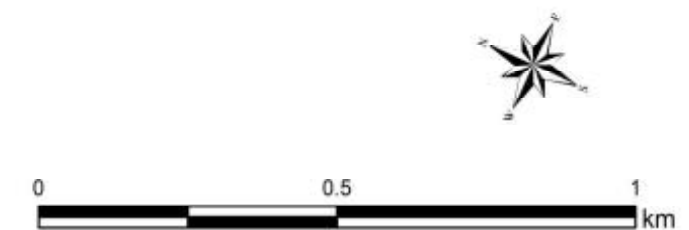


図 2-14 地区別計画の土地利用計画図

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画」の実現を目指し、これまで沿川住民等と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民等と沿川自治体・荒川下流河川事務所との協働による荒川将来像計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民等と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 維持・管理の検討背景

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20～30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適正に管理していくことが一層重要となってきます。

また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりが重要です。

さらに、これからの川づくり計画は、単に作るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指し、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3. 維持・管理の手法

沿川住民等に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.1.4. 新たな視点での管理戦略

レクリエーション利用や自然環境を保全し親しむことなど、河川敷を中心として荒川を持つ広大な空間を利用する人々は、下流部だけで年間約1,500万人といわれています。

河川は、河川区域全体を河川管理者が管理し、その中の一部を河川法に基づき河川管理者以外の者が占有使用することができます。また、占有区域以外は、河川管理に支障が生じない限り、原則、自由使用となります。

堤防天端（堤防の上部）や河川敷を利用して整備された緊急用河川敷道路は、河川管理者により河川管理施設として整備された施設で、サイクリング、マラソン、散策、水辺の自然地や公園緑地等へのアクセスなど多くの人々に利用されています。一方、利用者の増加により、利用内容や占有施設の枠を超えて使用の方法をコントロールすることが必要です。

また、水面あるいは水辺の自然地については、自由使用が基本となりますが、利用者が多くなると、自然地としての生態系の保全や安全面での対策が必要となります。

このように、河川区域内で、多くの人々による様々な利用が生じると、水面・水辺の自然地・河川敷の占用地・非占用地・緊急用河川敷道路それぞれの特徴に応じて従来の河川管理者・自治体・占有者・利用者の枠を超え、各関係者が連携し、協働して維持管理する仕組みが不可欠となります。これからは、水辺の自然地及び河川占用地と周辺の環境の調整が維持管理上の大きな課題となると考えられ、総合的な見地に立った管理戦略の導入を検討する必要があります。

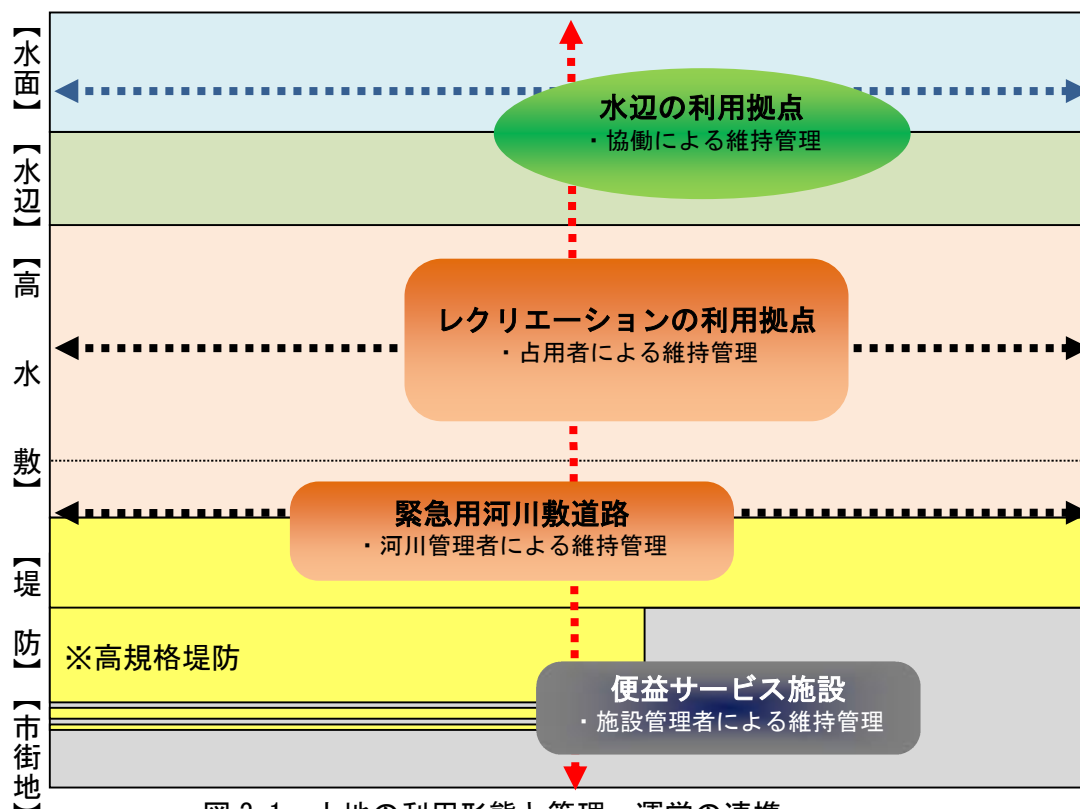


図 3-1 土地の利用形態と管理・運営の連携

3. 2. 行政と沿川住民等の役割

沿川住民等と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民等が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民等への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3. 2. 1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校を治水・防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。

3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して自然地部分とグラウンド部分の 2 つからなり、各々について以下のような維持管理をしていきます。

自然地部分については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしていきます。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、利用者の快適性を意識した維持管理をしていきます。

3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理

沿川住民等が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド（池）・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

これらの維持管理を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集める仕組み作りも重要であると考えます。

沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と活動団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP 等で活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境をつくっていきます。

維持管理や活動の資金の調達のためには、ESG 投資のように持続可能な環境のための活動等に対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。

このような民間資金を活用した住民活動、環境保全、維持管理も見据えて、引き続き検討していきます。

3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良好な河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、北区、沿川住民等それぞれが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

荒川下流河川事務所、北区及び沿川住民等の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担（例）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		○
維持管理水準を維持するために実施するべき対策			
○河川敷の清掃管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	○
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国と連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	○
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究		○	
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○	○	○
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

【事例紹介①】北区・子どもの水辺協議会

荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）と新荒川大橋の間にワンド（池）のある自然地「北区・子どもの水辺」が整備されています。魚類の産卵場所となることで自然環境の保全と併せ、子どもたちの自然体験・自然学習の場として利用されています。（P. 3-8 参照）



北区・子どもの水辺 ※R3 撮影

また、荒川下流河川事務所、北区、北区教育委員会、市民団体等からなる「北区・子どもの水辺協議会」を設立し、協働による管理・運営を行っており、平成 19（2007）年には、「水辺の楽校(がっこう)プロジェクト」^{注6}に

登録され、学校授業サポートや定例の自然観察会等の活動を通して、良好な生態系の保持と多世代に渡る人々の自然環境学習の場として利用されています。

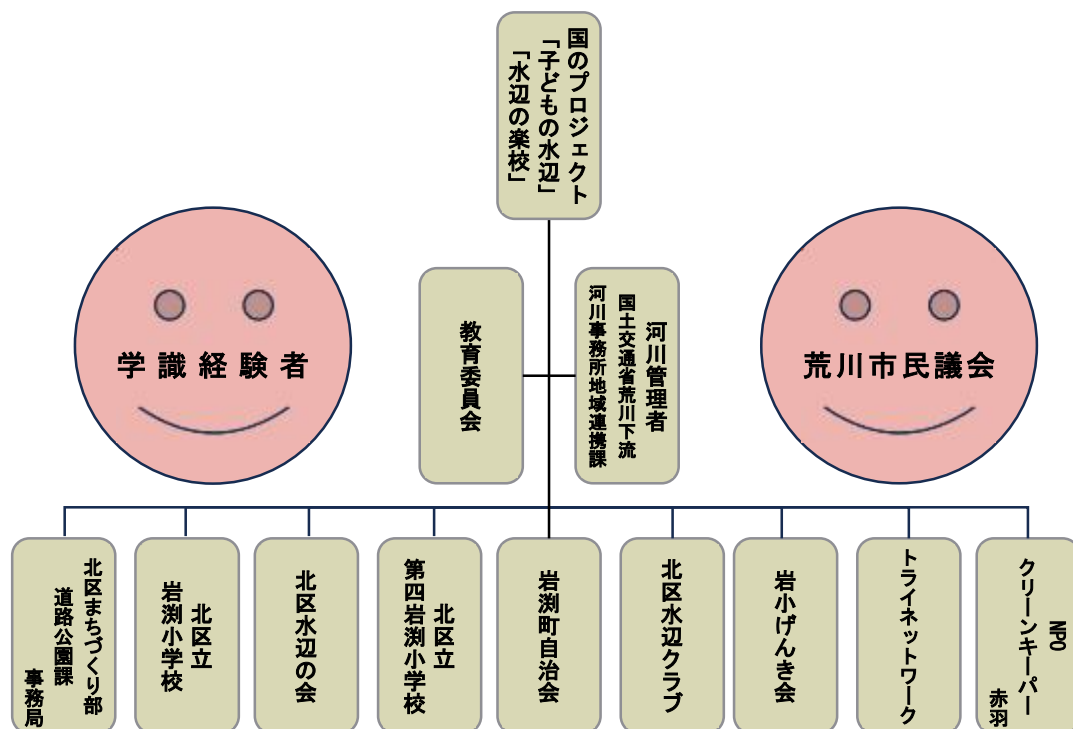


図 3-2 北区・子どもの水辺協議会の構成（立ち上げ時）

「北区・子どもの水辺協議会」では、隔月で「幹事会」と「運営委員会」を開催し、活動の企画・運営や、施設内の維持管理等を協議しています。他の緑地公園にはない特色を備えていることから、管理・運営に以下の基本原則を踏まえて行っています。

北区・子どもの水辺 管理・運営に関する基本原則（運営委員会提案）

① 水辺の自然地保全の原則

潮の満引きや洪水などにより時々刻々とその様相を変える変動的な自然生態系を大きな特徴とする最も生命相の豊かな場所である。このような水辺の自然地の特徴を最大限に尊重しつつ見守り、育て活用することを基本とする。

② パートナーシップによる維持運営の原則

区民を主体とした日常的な観察に基づく維持管理、区による市民活動への支援及び、河川管理者の構造物管理など、各々のパートナーシップに基づいて一体的かつ連携した管理・維持運営を基本とする。

③ 自由使用と自己責任の原則

水辺の最も豊かな自然地は、自由に使用できるよう開放することが基本であるが、反面、多くの危険もひそんでいる。このために水辺の安全性について、常に注意喚起することが必要となる。ただし、刻々と変化する中での安全性は最終的には、使用者が自らの責任において確保することを原則とする。



北区・子どもの水辺協議会活動の一コマ（生物調査、底泥排出作業“かいぼり”）※R2 撮影

注6 水辺の楽校プロジェクト：学校の週5日制完全施行や「総合的な学習の時間」が本格実施などを背景に、環境学習や自然体験活動のフィールドとして、自然環境が豊かな川（水辺）での活動を、安全かつ充実したものとするために国土交通省が推進しているプロジェクト。国はサポートセンターを通じて運営主体（官民協働の協議会設置が条件）に総合的な支援を行う。

【事例紹介②】荒川クリーンエイド

荒川下流部の様々なごみ問題は、地域共有の問題と考え、河川管理者・自治体・住民が共同で取り組んでいこうと、平成 12（2000）年 9 月「荒川下流部ゴミ対策アクションプラン」が策定されました。このアクションプランは、6 つのプランで構成されており、その一つに荒川クリーンエイドの実施を掲げています。

荒川クリーンエイドは、特定非営利活動法人荒川クリーンエイドフォーラムが「ごみ拾いを通じて自然豊かできれいな荒川を取り戻そう」と、平成 6（1994）年から毎年行っている一斉清掃活動で、自治体の北区として実施する荒川クリーンエイドは、毎年秋に開催しており、地域の町会・自治会、清掃活動を目的とする NPO 団体などに広く呼び掛け、たいへん多くの方が参加しています。

また、北区・子どもの水辺協議会（P. 3-7 参照）のメンバーである「北区水辺の会」「北区水辺クラブ」等の市民団体、ボーイスカウト、日頃から荒川河川敷を利用している少年野球チームなどの団体が実施主体として荒川クリーンエイドに参画しています。



荒川クリーンエイド活動風景

【事例紹介③】荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流河川事務所と沿川自治体等が、荒川河川敷の安全・快適な利用を促すために平成22（2010）年4月1日より利用ルールの運用を開始し、令和4（2022）年7月に改定しました。その適用範囲は河口から笹目橋（埼玉県戸田市）の約30km区間であり、北区内の沿川全域が含まれます。

荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

禁止行為

法律で禁止されている行為。

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ③ 犬のノーリードやベットなどのフンの放置は禁止です。
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

マナー

- ① 自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。
特に自転車は衝突した際、大事故につながることもあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。
- ② 河川敷の道路に自転車を止めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。

危険・迷惑行為

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為。

危険行為

- ① バットやゴルフクラブなどは使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは行わない。
- ③ 無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。

ただし、指定場所を除く。また、占用地においては占用者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合は除く。

迷惑行為

- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時から翌朝6時までには花火をしない。

図 3-3 荒川下流河川敷利用ルール（令和4（2022）年7月改定）

3.3. 河川敷の占用状況

北区の占用状況は、図 3-4～図 3-6 に示すとおりです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民等の役割」を踏まえ、図 3-7 に示す維持管理のイメージに沿って維持・管理を行います。

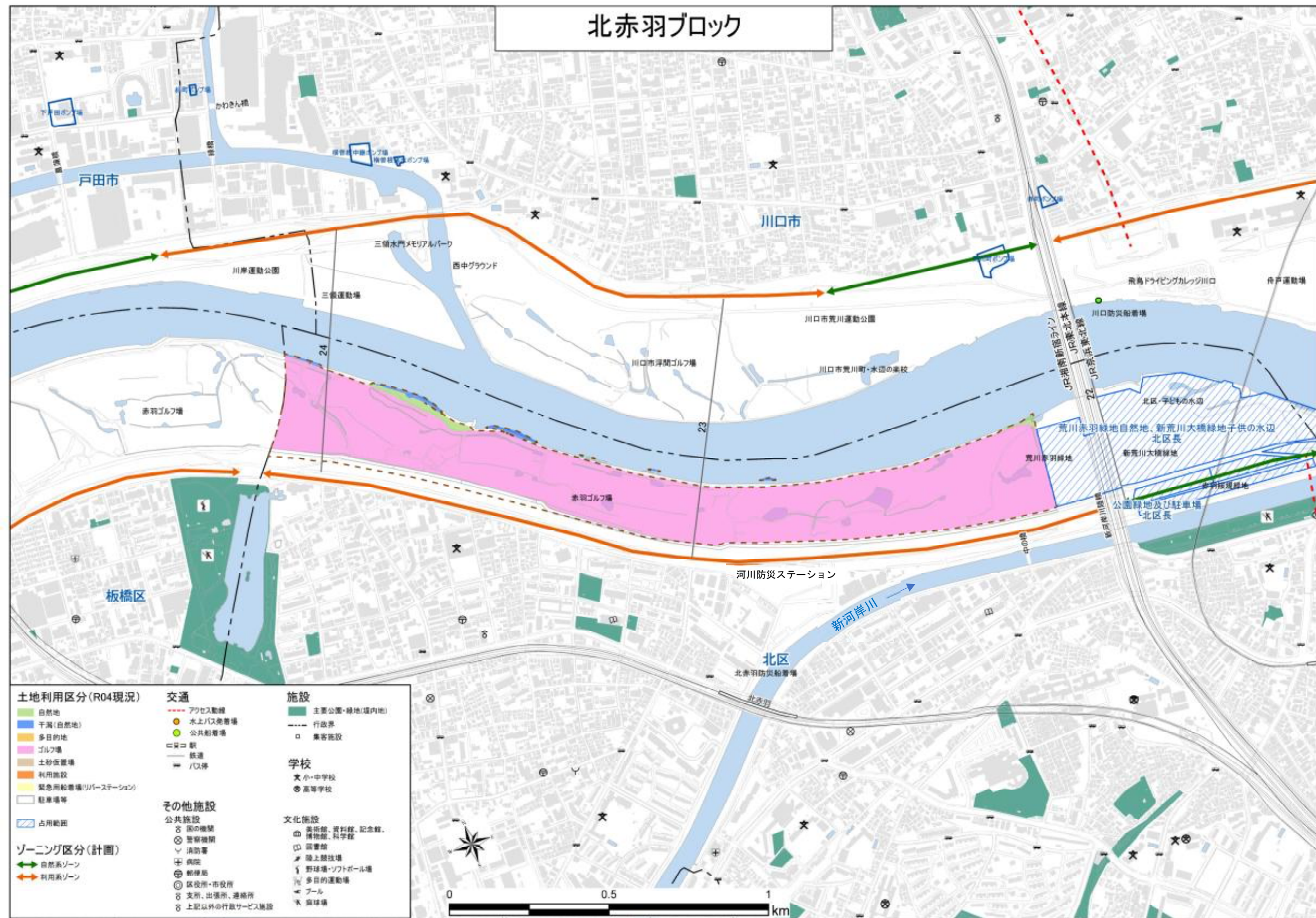


図 3-4 占用状況図（北赤羽ブロック）

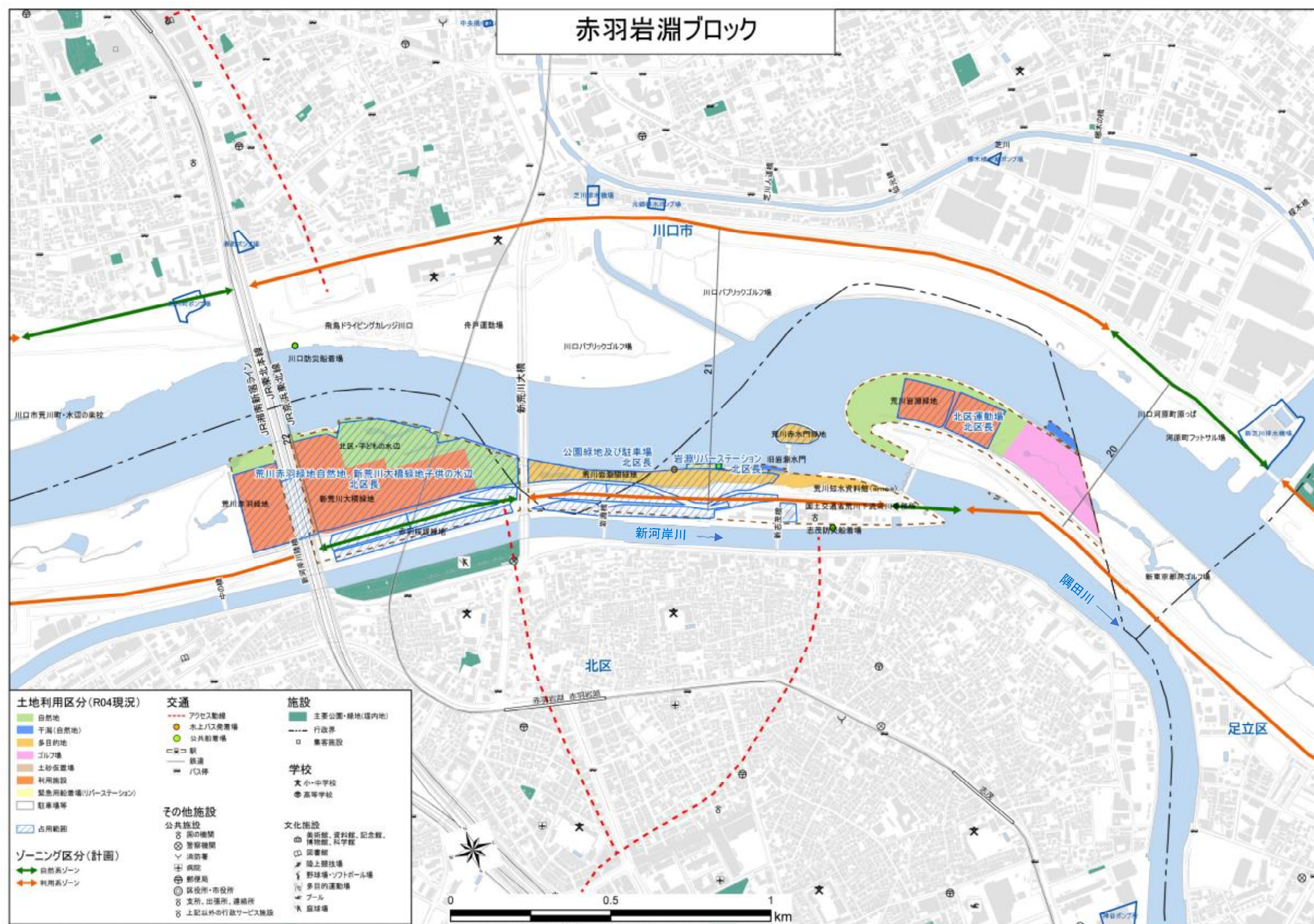
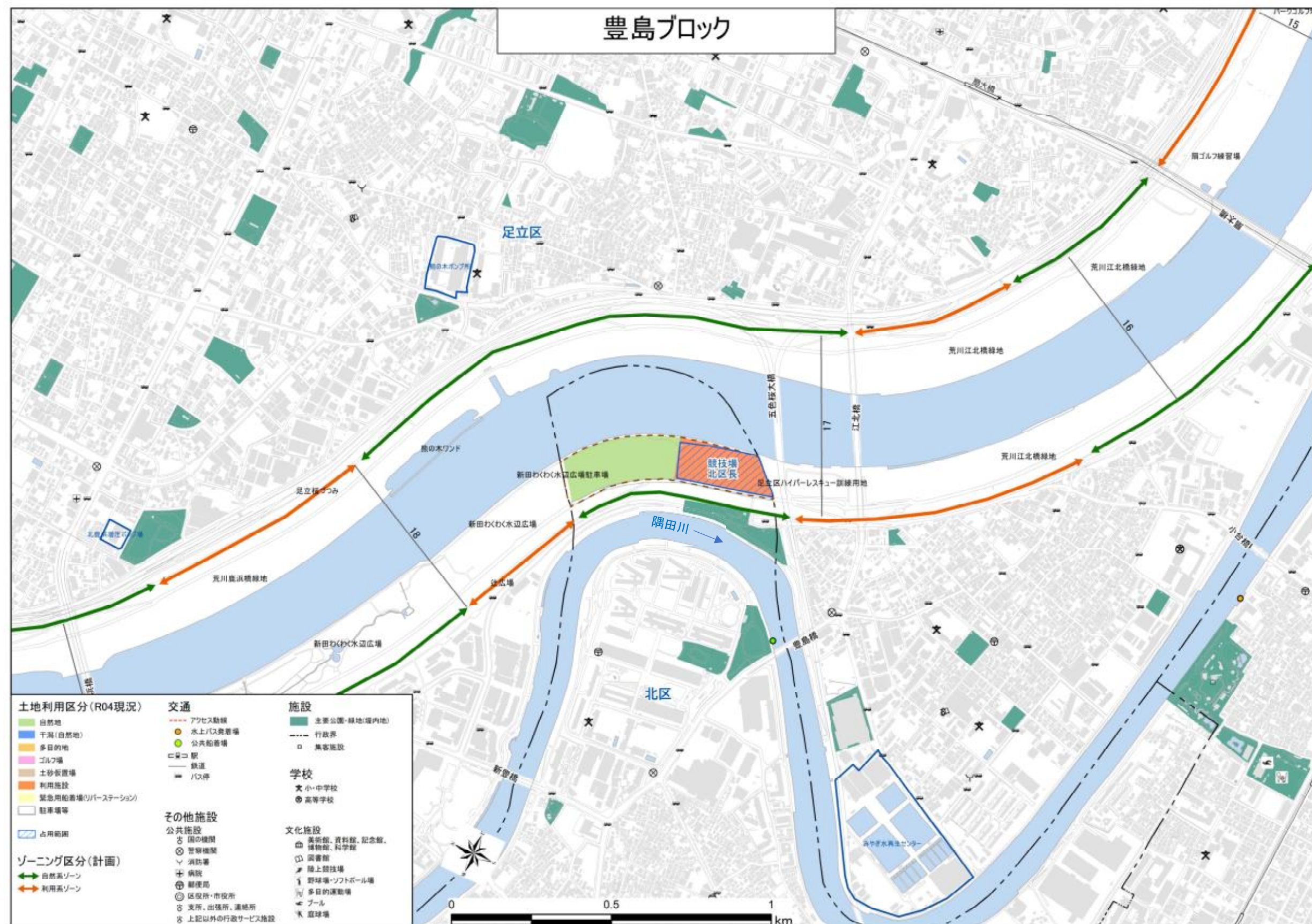


図 3-5 占用状況図（赤羽岩淵ブロック）



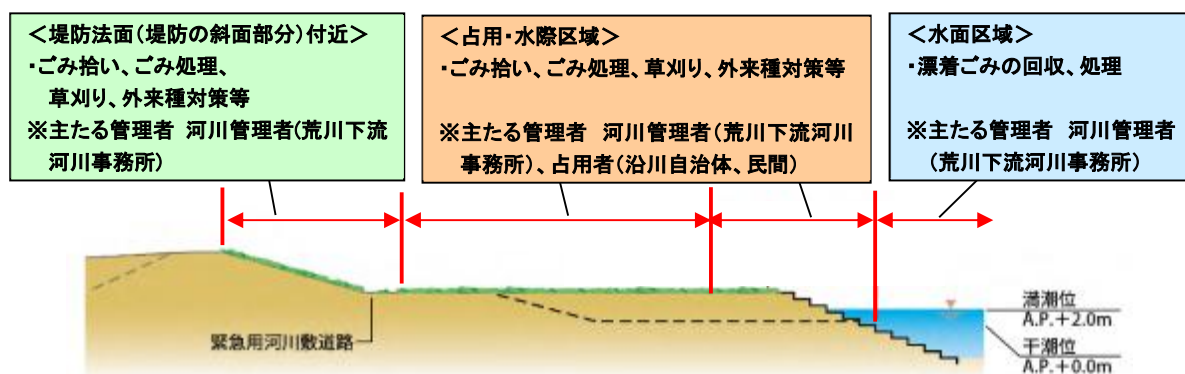


図 3-7 河川敷における維持管理のイメージ

3. 4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民等による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民等の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

北区では沿川住民等が自らできる川づくり支援のメニューを表 3-2 のとおりとし、荒川下流河川事務所とともに取り組んでいきます。

表 3-2 沿川住民等が自らできる川づくり支援の取組内容

No.	取組	内容	担当部署
1	市民活動の場の提供	荒川知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供する。	荒川下流河川事務所地域連携課
2	いつでもできるゴミ拾い	ごみ拾い活動により収集されたごみを回収し処分する。	北区土木部道路公園課
3	河川敷を利用しているスポーツ団体との連携	河川敷を利用しているスポーツ団体と連携して良好な河川環境の維持に努める。	

4. 地区別計画の実施

地区別計画は、各地区における概ね 20～30 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進するにあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組み、計画変更プロセス及びフォローアップ方法を示します。

4.1. 推進の仕組み

地区別計画はこれまで、沿川住民等との議論を踏まえて、「荒川の将来を考える協議会」によって計画の策定・推進を図ってきました。

計画の更なる推進に向けては、今後も地域との協働により地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

計画の推進体制は、地区別計画の策定主体である沿川自治体と河川管理者だけでなく、「沿川住民・活動団体等」と「行政」が連携・協働のうえで整備や維持管理を実施していきます。

4.2. 地区別計画の周知

地区別計画を沿川住民等と行政の連携・協働のもと推進するためには、本計画を沿川住民に広く周知していく必要があります。このため、公共施設における広報資料（パンフレット）の配布や、防災・環境教育、沿川住民の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、荒川下流河川事務所・沿川自治体 HP への掲載、荒川知水資料館での企画展示などによる計画の周知・広報を推進します。

4.3. 地区別計画のフォローアップ

地区別計画では、計画の進捗状況などを経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

4.4. 地区別計画の変更プロセス

フォローアップ等を踏まえ、将来像計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合、社会情勢の変化に対応する場合、新たなニーズや課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

● お問い合わせ

荒川の将来を考える協議会 事務局

北区 土木部 道路公園課

TEL：03-3908-9213

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

TEL：03-3902-2311

荒川下流河川事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>
